

カンボジア王国
特許、実用新案及び意匠法
2017年11月24日改正

目次

第1章 総則

第1条

第2条

第2章 特許

第1節 特許を受けることができる発明

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第2節 特許を受ける権利及び発明者の記名

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第3節 特許出願

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第4節 発明の単一性；出願の補正及び分割

第23条

第24条

第 25 条

第 26 条

第 5 節 優先権

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 6 節 対応する外国出願及び特許に関する情報

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 7 節 出願日 ; 審査

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 8 節 特許の付与及び特許の変更

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 9 節 特許により付与される権利

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 10 節 保護存続期間及び年金手数料

第 45 条

第 46 条

第 11 節 政府又は政府に委任された者による実施

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 51 条

第 52 条
第 53 条
第 54 条
第 55 条

第 12 節 強制ライセンス

第 56 条
第 57 条
第 58 条
第 59 条
第 60 条
第 61 条
第 62 条
第 63 条
第 64 条

第 13 節 無効

第 65 条
第 66 条
第 67 条
第 68 条

第 3 章 実用新案証

第 1 節 保護可能な実用新案証

第 69 条

第 2 節 特許に関する規定の適用性

第 70 条

第 3 節 実用新案証に関する特別規定

第 71 条
第 72 条
第 73 条
第 74 条

第 4 節 特許出願又は実用新案証出願の変更

第 75 条
第 76 条

第 4 章 特許協力条約に基づく国際出願

第1節 特許協力条約に関する用語の解釈

第77条

第2節 カンボジア王国を指定する国際出願の出願日及び効力

第78条

第3節 受理官庁としての登録部

第79条

第80条

第4節 登録部への国際出願の提出

第81条

第5節 指定官庁としての登録部

第82条

第6節 選択官庁としての登録部

第83条

第7節 国内処理

第84条

第8節 国内段階への移行

第85条

第9節 国内段階への不移行

第86条

第10節 特許協力条約に基づく国際出願の処理

第87条

第88条

第5章 意匠

第1節 保護可能な意匠

第89条

第90条

第2節 登録可能な意匠

第 91 条

第 93 条

第 3 節 意匠登録を受ける権利；創作者の記名

第 94 条

第 4 節 意匠登録出願

第 95 条

第 96 条

第 97 条

第 98 条

第 99 条

第 5 節 優先権

第 100 条

第 6 節 審査；意匠の登録及び公告

第 101 条

第 102 条

第 103 条

第 104 条

第 7 節 登録により付与される権利；保護存続期間；登録の更新

第 105 条

第 106 条

第 107 条

第 108 条

第 109 条

第 8 節 無効

第 110 条

第 111 条

第 112 条

第 113 条

第 6 章 共通規定

第 1 節 所有権の変更；ライセンス契約

第 114 条

第 115 条

第2節 代理人

第116条

第3節 登録部の組織

第117条

第4節 登録簿；公報

第118条

第119条

第5節 誤記の訂正；期間の延長

第120条

第121条

第6節 裁量権の行使

第122条

第7節 裁判所の管轄；不服申立

第123条

第124条

第8節 侵害及び違法行為

第125条

第126条

第127条

第128条

第9節 国際条約の適用

第129条

第10節 規則；行政通達

第130条

第12節 解釈

第131条

第7章 犯罪

第132条

第133条

第134条

第135条

第 8 章 經過規定
第 136 条

第 9 章 最終規定
第 137 条

第1章 総則

第1条

本法は、本法及び特許協力条約に基づくカンボジア王国における特許発明及び実用新案証、並びに登録された意匠の保護について規定する。

第2条

本法の目的は次の通りである。

1. 技術革新並びに科学的かつ技術的な研究及び開発を奨励すること
2. 国内及び国外の商業及び投資の増大を刺激し、かつ、促進すること
3. 産業活動及び経済発展を容易にするためにカンボジア王国への技術移転を促進すること
4. 工業所有権についての保護を提供し、かつ、その侵害及び違法取引行為を取り締まること

第2章 特許

第1節 特許を受けることができる発明

第3条

本法の適用上、「特許」とは、発明を保護するために付与された権原をいう。

本法の適用上、「発明」とは、発明者の着想であって、技術分野における特定の課題の解決を実際に可能にするものをいう。

発明は、製品若しくは方法であること又は製品若しくは方法に関係することができる。

第4条

次の発明は、特許の保護から除外される。

1. 発見，科学的理論及び数学的方法
2. 事業活動，純粋に知的な行為若しくはゲームをするための計画，規則又は方法
3. 人体又は動物体の外科若しくは治療による処置方法，及び人体又は動物体に施される診断方法。この規定は，それらの方法の何れかに使用される製品には適用されない。
4. 第136条において規定される医薬品
5. 微生物以外の植物及び動物，並びに，植物又は動物の生産のための本質的には生物学的な方法
6. 植物品種

第5条

発明は，次に該当する場合は，特許を受けることができる。

1. 新規であること
2. 進歩性を含むこと，及び
3. 産業上利用可能なこと

第6条

発明は，先行技術により予見されないときは，新規である。

先行技術とは，発明をクレームする出願の出願日又は優先日前に，有形の方式での公表若しくは口頭開示により，使用により，又はその他何らかの方法により，世界の何れかの場所において公衆に対して開示されたすべての事項から構成される。

本条第2段落の適用上，発明の公衆に対する開示は，次のときには考慮されない。

- (a) 当該出願の出願日前又は該当する場合は優先日前12月以内に行われたとき，及び
- (b) それが，出願人若しくはその前権原者によりなされた行為を理由とするか若しくはその結果であったとき，又は出願人若しくはその前権原者に対して第三者がなした権利の濫用を理由とするか若しくはその結果であったとき

第7条

発明は，その発明をクレームする出願に関する先行技術であって第6条第2段落において定義されたものを考慮して，当該技術の熟練者にとって自明でないといわれる場合は，進歩性を

有するものとみなす。

第8条

発明は、それが何れかの種類の産業において製造又は使用することができるときは、産業上利用可能であるものとみなす。

第9条

カンボジア王国において業として発明を実施が、公の秩序又は道徳に反する場合、人間、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護しない場合、環境に深刻な被害を生じることになる場合又は法律により禁止されている場合は、特許性を除外される。

第2節 特許を受ける権利及び発明者の記名

第10条

特許を受ける権利は、発明者に属する。

第11条

2以上の者が共同して発明を行ったときは、特許を受ける権利はそれらの者の共有とする。

第12条

2以上の者が互いに独立して同一の発明をその範囲において行い、自らの出願が最先の出願日又は優先権を主張するときは、当該出願が取り下げられ、放棄され又は拒絶されない限り、適法に主張された最先の優先日を有する者が特許を受ける権利を有する。

第13条

特許を受ける権利は、譲渡又は相続により移転させることができる。

第14条

発明が雇用契約の履行中に行われた場合は、特許を受ける権利は、別段の契約条項がない限り、使用者に属する。

第15条

発明者は、その者の署名入りで登録官にあてた特別の宣言書において記名を希望しない旨を表示しない限り、特許に発明者として記名される。発明者が何人かに対して行ったかかる宣言をする旨の約束又は保証は、法的効力を有さない。

第3節 特許出願

第16条

特許出願は、産業担当省に提出し、願書、明細書、1又は複数のクレーム、必要があれば図面及び要約を含まなければならない。それは、第130条にいう所定の出願手数料を納付することを条件とする。

第17条

願書は、特許の付与を受けたい旨の請願、出願人の名称及び出願人に関するその他の所定のデータ、発明者及びもしあれば代理人並びに発明の名称を含まなければならない。

出願人が発明者でない場合は、願書には出願人の特許を受ける権利を正当化する陳述書を添付しなければならない。

第18条

明細書は、当該技術の熟練者が発明を実施するのに十分に明瞭かつ完全な方法により、当該発明を開示しなければならない。明細書は、特に、出願日時点又は優先権を主張の場合は優先日時点において、発明を実施するための最善の態様を表示しなければならない。

第19条

クレームは、保護を求める事項を定義しなければならない。明細書及び図面は、クレームを解釈するために使用することができる。

クレームは、明瞭かつ簡潔でなければならない。クレームは、明細書により十分支持されなければならない。

第20条

図面は発明の理解のために必要とされる。

第21条

要約は、技術情報の目的にのみ資するものとする。特に、それは保護の範囲を解釈する目的で考慮してはならない。

第22条

出願人は、出願が特許されるまでは、その係属中は何時でも出願を取り下げることができる。

第4節 発明の単一性；出願の補正及び分割

第23条

出願は、1発明のみに関係し又は単一の包括的発明概念を形成するよう連結した1群の発明に関係しなければならない。

第24条

出願人は、出願が特許される時までは、出願を補正することができる。ただし、当該補正が原出願における開示を超えないことを条件とする。

第25条

出願人は、出願が特許される時までは、2以上の出願に分割する、いわゆる分割出願をすることができる。ただし、各分割出願は原出願における開示を超えないことを条件とする。各分割出願は、原出願についての出願日及び該当する場合は優先日を保持することができる。

第26条

第23条に基づく発明の単一性の要件を遵守しない出願に特許が付与された事実は、当該特許を無効とする理由にはならない。

第 5 節 優先権

第 27 条

出願は、パリ条約加盟国又は世界貿易機関の構成国において出願人又はその前権原者が行った 1 又は複数の先の国内出願、地域出願又は国際出願について、前記条約に基づく優先権を主張する宣言を含むことができる。

第 28 条

出願が本法第 27 条に基づく宣言を含む場合は、出願は、所定の期限内に、それを提出した当局によって正確であるものと証明された先の出願の写しとともに登録官に提出しなければならない。

第 29 条

第 27 条に基づく前記宣言の効力は、パリ条約に規定されている通りとする。
登録官が第 2 章第 5 節及びそれに関する規則に基づく要件が満たされていないと認めるときは、前記宣言は行われなかったものとみなす。

第 6 節 対応する外国出願及び特許に関する情報

第 30 条

出願人は、登録官の請求があったときは、産業担当省に提出した出願においてクレームした発明と同一又は実質的に同一の発明に関し自己が国外で行った特許出願（「外国出願」）の出願日及び出願番号を登録官に提出しなければならない。

第 31 条

出願人は、登録官の請求があったときは、第 30 条にいう 1 又は複数の外国出願に関する次の書類を登録官に提出しなければならない。

- (a) 当該外国出願に関して実施された何らかの調査又は審査の結果に関して出願人が受領した何らかの通信の写し
- (b) 当該外国出願を基礎として付与された特許証の写し
- (c) 当該外国出願を拒絶するか又は当該外国出願において請求された特許付与を拒絶する最終決定書の写し

出願人は、登録官の請求があったときは、本条第 1 段落にいう外国出願を基礎として付与された特許を無効とする最終決定書の写しを登録官に提出しなければならない。

第 32 条

第 31 条第 1 段落(a)及び(c)は、第 117 条に基づいて設置された登録部が第 83 条の意味における指定官庁である場合は、他の指定官庁における同一国際出願の審査に関する情報については適用されない。

第7節 出願日；審査

第33条

登録官は、出願の受領日を出願日として認定する。

ただし、受領時に、出願が次のものを含んでいることを条件とする。

1. 特許付与を求める旨の明示的又は黙示的な表示
2. 出願人の身元を確定できる表示
3. 一見して、発明の明細書と認められる部分

登録官が出願について本条第1段落にいう要件を受領時に満たしていなかったと認めるときは、登録官は、出願人に対し、必要とされる補正を提出するよう求め、かつ、必要とされる補正の受領日を出願日と認定する。ただし、補正がなされないときは、当該出願は、行われなかったものとして取り扱われる。

第34条

出願が実際には出願に含まれていない図面に言及している場合は、登録官は、出願人に欠落している図面を提出するよう求める。出願人が前記求めに応じたときは、登録官は、当該欠落図面の受領日を出願日と認定する。応じない場合は、登録官は、出願の受領日を出願日と認定し、かつ、前記図面への言及が存在しないものとして取り扱う。

第35条

出願日を認定した後、登録官は、出願が本法第16条及び第17条の要件並びに本法の必要な規則として指定されているその他の要件を遵守しているか否かを審査する。外国出願及び登録が国外でなされた場合は、登録官は、第30条、第31条及び第32条に基づいて請求された情報が提出されているか否かも更に審査する。

第36条

登録官が出願は第35条に記載の要件を遵守しているとの意見の場合は、登録官は、本法第3条第2段落及び第3段落、第4条から第9条まで、第18条から第20条まで及び第23条から第26条までの要件並びにそれらに関する規則の要件が満たされているか否かについて決定を下す。

第37条

登録官は、第36条の適用上、次の事項を考慮する。

1. 出願に関し特許協力条約に基づいて確定した国際調査報告書及び国際予備審査報告書の結果；
2. 対応外国出願に関して本法第31条第1段落(a)に基づいて提出された調査及び審査報告書、又は、対応外国出願の特許拒絶査定について第31条第1段落(c)に基づいて提出された最終決定書
3. 登録官の請求により国外の調査及び審査当局が実施した調査及び審査報告書
4. 登録官は特許出願の調査報告書及び審査報告書を公表する。

第8節 特許の付与及び特許の変更

第38条

特許の審査は以下のとおり適用される。

1. 登録官は、第35条及び第36条にいう条件が満たされていると認める場合は、特許査定する。そうでない場合は、登録官は出願を拒絶し、かつ、その決定を出願人に通知する。
2. 外国で取得された特許がカンボジアで有用であることが判明した場合、大臣はカンボジアにおける特許取得を決定することができる。大臣は、特許取得の実施に関する詳細で必要な規則を制定するものとする。

第39条

登録官は、特許を登録する場合は、次の通りにする。

1. 特許査定を公告する。
2. 特許登録証明書及び特許の謄本を出願人に交付する。
3. 特許を記録する。
4. 所定の手数料の納付があったときは特許の写しを公衆に提供する。

第40条

登録官は、特許所有者の請求があったときは、特許査定された保護の範囲を限定するために特許の文言又は図面の変更を行うことができる。ただし、当該変更の結果として特許に含まれる開示が特許査定的基础であった原出願に含まれる開示を超えないことを条件とする。

第9節 特許により付与される権利

第41条

特許所有者以外の者によるカンボジア王国における特許発明の実施は、当該所有者の同意を必要とする。

第42条

本法の適用上、特許発明の「実施」とは、次の行為の何れかをいう。

1. 特許が製品について付与されているときは、
 - (a) 当該製品を製造し、輸入し、販売の申出をし、販売し、また、使用すること
 - (b) 販売の申出をし、販売し又は使用する目的で当該製品を所持すること
2. 特許が方法について付与されているときは、
 - (a) 当該方法を使用すること
 - (b) 当該方法によって直接得られた製品について、本条第1項(a)及び(b)にいう行為の何れかをなすこと

第43条

特許所有者は、本法第44条及び第47条から第55条までに従うことを条件として、自己の同意なしに、第42条にいう行為の何れかをなすことにより特許を侵害し又は侵害が起こる虞をもたらす行為をなす何人に対しても、訴訟を提起する権利を有する。

第44条

特許に基づく権利は、次の行為に対しては及ばない。

- (a) 特許所有者により又はその同意を得て、カンボジア王国の内外において市販されている製品についての行為、又は
- (b) カンボジア王国の領空、領土又は領海に一時的に若しくは偶発的に入った航空機、陸上車両又は船舶における製品の使用、又は
- (c) 特許発明に関して実験目的のみでなされた行為、又は
- (d) 特許が付与される出願の出願日前又は優先権が主張される場合は優先日前にカンボジア王国において、善意で、発明を実施していたか又は当該実施のために効果的かつ真摯な準備を行っていた何人かがなした行為。

本条第1段落(d)にいう先使用者の権利については、実施若しくは実施のための準備がなされた企業若しくは事業、又は当該企業若しくは事業の該当部分と共にする場合に限り、これを移転し又は譲渡することができる。

第 10 節 保護存続期間及び年金手数料

第 45 条

第 46 条に従うことを条件として，特許は，出願日の後 20 年間有効に存続する。

第 46 条

特許又は特許出願を維持するため，年金手数料として特許登録の出願日の 1 年後から始まる各年について登録官に対して事前に納付しなければならない。年金手数料の滞納に対しては，第 130 条にいう所定の割増手数料を納付して 6 月の猶予期間が認められる。年金手数料が本条の規定に従って納付されないときは，特許出願が取り下げられたとみなされるか又は特許が消滅する。

第 11 節 政府又は政府に委任された者による実施

第 47 条

大臣は、以下の場合において、特許所有者の同意がなくとも、政府機関又は大臣が指定する第三者に発明の実施させる旨を許諾することができる。

1. 公共の利益、特に国家の安全保障、栄養、衛生又は国家経済のその他枢要分野の発展のために必要な場合、又は
2. 特許所有者又はそのライセンシーによる実施の方法が反競争的である旨を管轄の司法機関が決定した場合

発明の実施は、それが許諾された目的に限定されるものとし、前記許諾において当該大臣が決定した許諾の経済的価値を考慮し、前記所有者に対する当該実施について十分な対価を支払うことを条件とする。

大臣は、特許所有者及び利害関係人からの聴聞の後、決定を下すものとする。

第 48 条

大臣は、特許所有者、政府機関又は特許発明の実施の許諾を得た第三者の請求により、当該当事者の何れか一方又は双方が聴聞を希望するときは全当事者を聴聞の後、特許発明の実施を許諾する決定の条件について、状況の変化が当該変更を正当化する範囲内において、変更することができる。

第 49 条

特許所有者の請求により、大臣は、当事者の何れか一方又は双方が聴聞を希望するときは全当事者を聴聞の後、大臣決定に至らしめた第 47 条第 1 段落(1)及び(2)の事情が存在しなくなり、かつ、再現する虞がないと納得する場合又は政府機関又は大臣が指定した第三者が当該決定の条件を遵守しなかったことに納得する場合は、認可を終了させることができる。

本条第 1 段落に拘らず、大臣は、政府機関又は大臣が指定した第三者の正当な利益の十分な保護が必要なために当該決定の維持を正当化することに納得する場合は、認可を終了させてはならない。

第 50 条

第三者が大臣により指定された場合は、その者の企業若しくは事業と共にするか又は特許発明を実施中の企業若しくは事業の一部との間に限り、許諾を移転させることができる。

第 51 条

許諾は、次の事項を排除しない。

1. 特許所有者によるライセンス契約の締結、又は特許所有者による第 42 条に基づく自己の権利の継続的行使、又は
2. 第 2 章第 12 節に基づく強制ライセンスの発給

第 52 条

大臣の許諾についての請求には、特許所有者が許諾を求める者から契約ライセンスの請求を

受領したが、その者が合理的な商業的条件で、かつ、合理的な期間内に、当該契約ライセンスを取得することができなかった証拠を添付しなければならない。

本条第1段落は、次の場合は適用されない。

(a) 国家的非常時又はその他の緊急事態状況。ただし、その場合は、特許所有者は大臣決定について速やかに通知されることを条件とする。

(b) 公共の非営利的使用、及び

(c) 本法第47条に従った反競争的慣行

第53条

政府機関によるか又は大臣が指名した第三者による発明の実施は、カンボジア王国の国内市場向け供給を主要な目的としなければならない。

第54条

半導体技術分野における特許発明の実施は、公共の非営利的使用に限り認可される。

管轄する司法機関が特許所有者又はそのライセンシーによる半導体分野における特許発明の実施方法が反競争的である旨を決定した場合は、大臣は、当該慣行を是正するために強制ライセンスを発給することができる。

第55条

第2章第11節に基づく大臣決定は、管轄裁判所に対する提訴の対象とすることができる。

第 12 節 強制ライセンス

第 56 条

特許出願の出願日から 4 年間又は特許登録日から 3 年間の何れか遅い方の期間満了後に行われた請求により、大臣は、特許発明が実施されていないか又は不十分に実施されていることに納得したときは、強制ライセンスを発給することができる。

本条第 1 段落に拘らず、特許所有者が特許発明の不実施又は不十分な実施を正当化する事情が存在することを大臣に明らかにした場合、強制ライセンスは発給されない。

第 57 条

強制ライセンスを発給する決定では、次の事項を定める。

1. ライセンスの範囲及び役割
2. ライセンシーが特許発明の実施を開始しなければならない期限、及び
3. 特許所有者に支払うべき十分な対価の額及び支払条件

第 58 条

強制ライセンスのライセンシーは、当該ライセンスを発給する決定に記載された条件に従いカンボジア王国において特許発明を実施する権利を有する。強制ライセンスのライセンシーは、前記決定において定められた期限内に特許発明の実施を開始し、かつ、その後当該特許発明を十分に実施しなければならない。

第 59 条

後の特許においてクレームされた発明が先の特許においてクレームされた発明に比較して相当の経済的重要性を有する重要な技術的進歩を含む場合において、大臣は、後の特許所有者の請求があったときは、当該先の特許の侵害を避けるために必要な範囲で、強制ライセンスを発給することができる。

第 60 条

強制ライセンスが本法第 59 条に基づいて発給される場合において、大臣は、先の特許所有者の請求があったときは、後の特許について強制ライセンスを発給する。

第 61 条

第 59 条及び第 60 条に基づく強制ライセンスの発給の請求の場合は、期限の定めが不要とのただし書を付して、本法第 57 条を準用する。

第 62 条

実施権の移転は、本法第 59 条に基づいて発給された強制ライセンスの場合、後の特許と共にするときに限り又は本法第 60 条に基づいて発給された強制ライセンスの場合は先の特許と共にするときに限り、これを行うことができる。

第 63 条

強制ライセンスの発給の請求は，第 130 条にいう所定の手数料の納付を条件とする。

第 64 条

本法第 47 条第 2 段落から第 55 条までの規定は，第 2 章第 12 節について準用する。

第 13 節 無効

第 65 条

利害関係人は、管轄裁判所に対して特許の無効を請求することができる。

第 66 条

管轄裁判所は、無効を求める請求人が本法第 3 条第 2 段落及び第 3 段落、第 4 条から第 9 条まで及び第 18 条から第 20 条までの要件の何れかが満たされていないことを立証したとき又は特許所有者が発明者若しくはその権原承継人でないときは、当該特許を無効とする。

第 67 条

如何なる無効とされた特許又はクレーム若しくはクレームの一部も、特許の付与日から無効とみなされる。

第 68 条

管轄裁判所の確定判決は、登録官に通知され、登録官はそれについて記録し、かつ、可能な限り速やかに参考資料を公告する。

第3章 実用新案証

第1節 保護可能な実用新案証

第69条

本法の適用上、実用新案証とは、実用新案の保護のために付与される証明書をいう。実用新案とは、新規であり、産業上利用可能であって、物品又は方法に関連する考案をいう。

第2節 特許に関する規定の適用性

第70条

本法第2章の規定は、第71条から第74条までを除き、実用新案証又はその出願に準用する。

特許を受ける権利と、本法第2章第2節にいう場合における実用新案証を受ける権利とが抵触する場合は、「特許」という語を「特許又は実用新案証」という語に差し替えられたものとして、前記の規定が適用される。

第3節 実用新案証に関する特別規定

第71条

本法第5条及び第7条は、実用新案証の請求対象である考案の場合には適用しない。

第72条

本法第36条及び第45条は、実用新案証の出願の場合には適用しない。

第73条

実用新案証は、更新の可能性を何らなく、出願日後の7年間が有効である。

第74条

本法第65条から第67条までに基づく手続において、管轄裁判所は、次の何れかの理由により実用新案証を無効とする。

1. 本法第6条，第8条，第9条及び第69条を考慮して，クレームされた考案が実用新案証に適格でないこと
2. 明細書及びクレームが本法第18条及び第19条並びにそれらに関する規則により規定する要件を遵守していないこと
3. 考案の理解に必要な図面が提出されていないこと
4. 実用新案証所有者が考案者又はその権原承継人でないこと

第4節 特許出願又は実用新案証出願の変更

第75条

特許の付与又は拒絶の前は何時でも、特許出願人は、本法第130条にいう所定の手数料を納付の上、特許出願を実用新案証出願に変更することができ、当該実用新案証出願には原出願の出願日が認定される。

実用新案証の付与又は拒絶の前は何時でも、実用新案証出願人は、本法第130条にいう所定の手数料を納付の上、実用新案証出願を特許出願に変更することができ、当該特許出願には原出願の出願日が認定される。

第76条

第75条に基づく出願の変更は、1回に限り行うことができる。

第4章 特許協力条約に基づく国際出願

第1節 特許協力条約に関する用語の解釈

第77条

本法の施行上、

1. 「特許協力条約」とは、1970年6月19日ワシントンにおいて調印された特許協力条約をいう。
2. 「指定する」、「指定官庁」、「選択する」、「選択官庁」、「国際出願」、「国際出願日」、「国際予備審査」及び「受理官庁」の用語は、特許協力条約と同じ意味を有する。

第2節 カンボジア王国を指定する国際出願の出願日及び効力

第78条

カンボジア王国を指定する国際出願は、本章に従うことを条件として、本法に基づいて行われた特許又は実用新案証の出願であつて、その出願日として特許協力条約に基づいて認定された国際出願日を有するものとして取り扱われる。

第3節 受理官庁としての登録部

第79条

登録部は、カンボジア王国の居住者又は国民が登録部に行った国際出願について受理官庁として務める。

第80条

大臣は、特許協力条約に基づく施行規則の規則 19.1(b)にいう種類の協定を締結することができ、それにより政府間機関又は特許協力条約の他の締約国の国内官庁が、登録部に代わり、カンボジア王国の居住者又は国民である出願人のための受理官庁として務める。

第4節 登録部への国際出願の提出

第81条

受理官庁としての登録部に行う国際出願は、所定の言語で提出し、かつ、本法第130条に規定された所定の送達手数料を登録部に納付しなければならない。

第5節 指定官庁としての登録部

第82条

登録部は、本法に基づく国内特許又は実用新案証を取得する目的で、特許協力条約第I章に規定されたカンボジア王国を指定する国際出願についての指定官庁として務める。

第6節 選択官庁としての登録部

第83条

出願人が本法に基づく国内特許又は実用新案証を取得する目的で、特許協力条約第II章に規定された通りカンボジア王国を選択するとき、登録部は、カンボジア王国が本法第82条にいう指定された国際出願についての選択官庁として務める。

第7節 国内処理

第84条

指定官庁又は選択官庁としての登録部は、本法第85条にいう期限の満了前には、カンボジア王国を指定する国際出願の処理を開始しないものとする。ただし、出願人が同条の要件を遵守し、かつ、登録部に当該処理の早期開始を求める至急(緊急)の請求を提出した場合は、この限りでない。

第 8 節 国内段階への移行

第 85 条

カンボジア王国を指定する国際出願に拘わる出願人は、特許協力条約第 22 条又は第 39 条に基づき適用される期限満了前又は本法の規則に規定されその後の期限満了前に、

1. 本法第 130 条にいう所定の手数料を納付しなければならず、かつ、
2. 国際出願が、特許協力条約に基づいて所定の言語への翻訳文として提出されない又は公開されていない場合、国際出願について所定の言語への翻訳文を登録部に提出しなければならない。

第9節 国内段階への不移行

第86条

出願人が本法第85条の要件を同条に規定された期間内に遵守しない場合、国際出願は、本法の適用上取り下げられたものとみなす。

第 10 節 特許協力条約に基づく国際出願の処理

第 87 条

登録部は、特許協力条約の規定及び本法の規定に従い国際出願を処理する。抵触する場合、特許協力条約の規定を適用する。本法に基づく規則は、国際出願の処理について規定する。

第 88 条

特許協力条約に関連する登録部による国際出願の処理及び登録部のその他の職務に関する更なる細目は、国際出願に関し納付を要する手数料、期限及びその他の要件を含め、規則に定められ、かつ、本法第 130 条に従う。

第5章 意匠

第1節 保護可能な意匠

第89条

本法の適用上、線若しくは色彩の何らかの組合せ又は線若しくは色彩に関連するか否かに拘らず何らかの立体形態若しくは何らかの素材は、意匠であるとみなされる。ただし、当該組合せ、形態又は素材が、工業製品又は手工芸品に特別の外観を与えるものであり、工業製品又は手工芸品の模様として機能し、視覚に訴え、かつ、視覚により判断されることを条件とする。

第90条

本法に基づく保護は、技術的成果を得るためのみであり、外観の随意の特徴に関して自由の余地がない範囲の意匠には及ばないものとする。

第2節 登録可能な意匠

第91条

意匠は、それが新規であるときは登録可能である。

第92条

意匠は、登録出願日前又は優先日前に、有形の形態での公表により若しくは使用により又はその他の方法により、世界の何れかの場所において公衆に対して開示されていないときは、新規であるものとみなす。

本条第1段落の適用上、意匠の公衆に対する開示は、次の場合は考慮されない。

1. それが当該出願の出願日前又は該当する場合は優先日前12月以内に起こった場合
2. それが出願人又はその前権原者がなした行為を理由とするか若しくはその結果として、又は、出願人若しくはその前権原者に第三者がなした権利の濫用を理由とするか若しくはその結果とした場合

第93条

公の秩序又は道徳に反する意匠は登録することができない。

第3節 意匠登録を受ける権利；創作者の記名

第94条

本法第10条から第15条までは、本法第5章第3節を準用する。

第4節 意匠登録出願

第95条

意匠登録出願は、産業担当省に提出し、願書、図面、写真又は意匠を組み入れた物品の適切な図形表示、及び当該意匠の使用が予定される製品の種類の指定を含まなければならない。出願には、意匠が平面である場合は、意匠を組み入れる物品の見本を添付することができる。出願は、本法第130条にいう所定の出願手数料の納付を条件とする。

第96条

出願人が創作者でない場合は、願書には意匠登録を受ける出願人の権利を正当化する陳述書を添付しなければならない。

第97条

2以上の意匠を同一の出願の対象にすることができる。ただし、それらが国際分類の同一区分又は物品が同一の組物若しくは組合せに関係することを条件とする。

第98条

出願時に意匠の公告繰延請求が含まれている場合、出願日から又は優先権を主張するときは優先日から12月を超えない期間、意匠の公告を繰り延べるものとする。

第99条

出願人は、出願をその係属中は何時でも取り下げることができる。

第 5 節 優先権

第 100 条

本法第 27 条から第 29 条までは、本法第 5 章第 5 節を準用する。

第6節 審査；意匠の登録及び公告

第101条

登録官は、出願の受領日を出願日として認定する。ただし、受領時に、出願が出願人の身元を確認できる表示、及び意匠を組み入れる物品に必要とされる図形表示を含むことを条件とする。

出願が受領時に本条第1段落にいう要件を満たさなかったと登録官が認めるときは、登録官は、出願人に必要な補正を提出するよう求め、当該必要な補正の受領日を出願日として認定する。ただし、如何なる補正もされないときは、出願は行われなかったものとみなす。

第102条

出願日の認定後、登録官は次について審査する。

1. 出願が本法第95条及び第96条並びにそれらに関する規則の要件を遵守しているか否か
2. 本法第130条にいう出願手数料が納付されているか否か
3. 意匠が本法第89条から第90条まで及び第93条並びにそれらに関する規則の要件を遵守しているか否か

第103条

登録官が第102条にいう条件が満たされていると認める場合は、登録官は意匠を登録し、登録への言及を公告し、また、出願人に意匠の登録証を交付するための手続を進める。そうでない場合は、登録官は出願を拒絶する。

第104条

第98条に基づいて公告繰延請求が行われた場合は、意匠の表示及び出願に関するファイルは何れも公衆の閲覧に供してはならない。この場合は、登録官は、意匠の公告繰延についての言及並びに登録所有者を特定し、かつ、出願日、繰延が請求されている期間の長さ及びその他所定の明細を表示する情報を公告する。

繰延期間の満了時には、登録官は登録意匠を公告する。

公告の繰延期間中の登録意匠を基礎とする訴訟の提起は、登録簿及び出願に関するファイルに含まれる情報が訴訟の相手方に伝達されていることを条件とする。

第7節 登録により付与される権利；保護存続期間；登録の更新

第105条

登録所有者以外の者によるカンボジア王国における登録意匠の実施は、所有者の同意を必要とする。

第106条

本法の適用上、登録意匠の「実施」とは、意匠を組み入れた物品の製造、販売又は輸入をいう。

第107条

意匠登録に基づく権利は、カンボジア王国の内外において意匠所有者により又はその同意を得て市販されている物品についての行為には及ばない。

第108条

意匠の所有者は、その同意なしに本法第106条の何れかの行為又は侵害が起こる虞を生じさせる行為を行うことにより、その意匠を侵害した者に対して管轄裁判所に訴訟を提起する権利を有する。

第109条

意匠登録には以下を適用する。

1. 意匠登録は、登録出願の出願日から5年間有効とする。登録は、本法第130条にいう所定の手数料を納付して、2回連続して各5年の期間について更新することができる。更新手数料の滞納については、本法第130条にいう所定の割増手数料を納付すれば6月の猶予期間が認められる。
2. 意匠の国際登録に関するハーグ協定の1999年ジュネーブ改正協定に基づく登録出願であって、カンボジア王国を指定した出願は、出願日を当該改正協定にいう国際出願日と同一とする、本法に基づく意匠登録出願が登録されたものとみなす。大臣は、本法に基づく国際工業意匠登録の実施について必要な規則を定める。
3. 外国における意匠登録がカンボジアにとって有用であると認められる場合、大臣はカンボジアにおいて意匠の承認を決定することができる。大臣は、意匠の承認について必要な規則を定めることができる。

第8節 無効

第110条

如何なる利害関係人も意匠登録の無効を管轄裁判所に請求することができる。

第111条

管轄裁判所は、無効を請求する者が本章第1節及び第2節の要件の何れかを満たさないことを立証したとき、又は意匠の登録出願人が創作者又はその権原承継人でないときは、当該登録を無効とする。

第112条

管轄裁判所が無効とした意匠は、当該意匠の登録日から無効とみなす。

第113条

管轄裁判所の確定判決は、登録官に通知され、登録官はそれを記録し、かつ、それへの言及を速やかに公告する。

第6章 共通規定

第1節 所有権の変更；ライセンス契約

第114条

特許，実用新案証若しくは意匠登録の所有権の変更又はそれら出願の所有権の変更は，書面で行い，利害関係人から登録官に対して請求があったときは，登録され，かつ，出願の場合を除き，登録官により公告される。当該変更は，当該登録が行われるまで，第三者に対して効力を有さない。

第115条

特許，実用新案証若しくは登録意匠又はそれら出願に関するライセンス契約は，登録官に提出しなければならない。登録官はその内容については秘密保持するが，それを登録し，かつ，それへの言及を公告する。ライセンス契約は，当該登録が行われるまで，第三者に対して効力を有さない。

第2節 代理人

第116条

出願人の通常の居所又は主たる営業所がカンボジア王国外にある場合，出願人は，カンボジア王国内に居住し，開業し，かつ，所定の要件を満たす代理人により代理されなければならない。

第3節 登録部の組織

第117条

登録部は、産業担当省内に設置され、次についての手続に関するすべての職務権限を付与される。

1. 特許，実用新案証及び意匠登録の付与
2. 本法及び規則で特定される登録特許，実用新案証及び登録意匠の管理

第4節 登録簿；公報

第118条

産業担当省は、特許・実用新案登録簿及び意匠登録簿の2つの登録簿を維持する。本法において規定されたすべての登録は、前記登録簿に行われる。

登録簿は、規則に規定する条件に基づいて、何人も閲覧することができ、また、何人もその抄本を入手することができる。

第119条

産業担当省は、本法に規定されるすべての公表事項を公報により公告する。

第5節 誤記の訂正；期間の延長

第120条

登録官は、出願、登録部に提出された書類又は本法若しくは規則に従い行われた登録における翻訳の誤り、誤記又は錯誤を訂正することができる。

第121条

事情がそれを正当化すると納得するならば、登録官は、書面による請求を受領し、関係当事者に通知し、かつ、登録官が指示する条件にて、本法及び規則に基づいて何らかの行為をなし又は何らかの手段をとる期間を延長することができる。当該延長は、行為をなし又は手段をとる期間が満了していても、付与することができる。

第6節 裁量権の行使

第122条

本法又は規則により登録官に付与されている何らかの裁量権を手續当事者に不利になるよう行使する前に、当該登録官は聴聞を受ける機会を当該当事者に与えるものとする。

第7節 裁判所の管轄；不服申立

第123条

本法及び規則の適用に関する紛争の事件は、管轄裁判所に付託される。

第124条

本法に基づく産業担当省の何らかの決定、特に、特許の付与、実用新案証の付与、意匠登録の付与又は当該付与若しくは登録出願の拒絶については、如何なる利害関係者も、これを管轄裁判所に対して不服申立の対象とすることができ、当該不服申立は当該決定の日から3月以内に行わなければならない。

第 8 節 侵害及び違法行為

第 125 条

侵害とは、本法第 2 章第 9 節及び第 5 章第 7 節にいう何れかの行為をカンボジア王国内において、保護権原所有者の同意なく、他人が実行することをいう。

第 126 条

保護権原所有者の請求により又はライセンシーが特定救済を求めて訴訟を提起するよう同所有者に対して請求したが同所有者がそれを拒絶したか若しくはそれに応じなかったときはライセンシーの請求により、管轄裁判所は、侵害又は切迫した侵害を防止するために差止命令を発し、損害賠償を裁定し、また、一般法律に規定されるその他の救済を認めることができる。

第 127 条

特許又は実用新案証の主題が製品を得るための方法である場合において、当該製品が新規であるときは、製品が当該方法により製造されなかったことの立証責任は、侵害者とされる者の側にあるものとし、侵害者とされる者は、同一の製品を得る方法が当該方法と異なることを立証しなければならない。

第 128 条

証拠の提出を要求するに当たり、第 127 条にいう訴訟手続が行われる管轄裁判所は、侵害者とされる者が自己の製造秘密及び企業秘密を開示しないという正当な利益を考慮しなければならない。

第9節 国際条約の適用

第129条

カンボジア王国が締約国である工業所有権についての国際条約の規定は、本法が取り扱う事項にも適用され、本法の規定と抵触する場合は、国際条約の規定が本法の規定より優先する。

第 10 節 規則 ; 行政通達

第 130 条

大臣は、本法施行のための細目を規定する必要な規則を發布する。

特許登録、実用新案証の付与及び意匠登録を求める出願に関連する手数料の納付並びにそれらに関する事項は、産業担当省及び財務担当省の合同布告において規定される。

第 12 節 解釈

第 131 条

本法において、

「国際分類」とは、意匠の国際分類を設立するロカルノ協定による分類であって、最新改正のものをいう。

「大臣」とは、産業担当大臣をいう。

「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約であって、最新改正のものをいう。

「優先日」とは、パリ条約において規定された優先権の基礎として資する先の出願の出願日をいう。

「登録官」とは、登録部の管理者をいう。

「登録部」とは、産業担当省内に設置される工業所有権の部門をいう。

第7章 犯罪

第132条

登録官に提出された何らかの書類において虚偽の陳述をなした如何なる者も、有罪とし、百万(1,000,000)リエル以上5百万(5,000,000)リエル以下の罰金、若しくは1月以上6月以下の拘禁に処し又はそれら両罰を併科する。前回の有罪判決の日から5年以内に犯された累犯に対する最高刑は、罰金及び拘禁の両罰において倍加されるものとする。

第133条

第125条において定義された侵害を構成する行為を故意になした如何なる者も、有罪とし、5百万(5,000,000)リエル以上2千万(20,000,000)リエル以下の罰金、若しくは1年以上5年以下の拘禁に処し、又はそれら両罰を併科する。前回の有罪判決の日から5年以内に犯された累犯に対する最高刑は、罰金及び拘禁の両罰において倍加されるものとする。

第134条

ある者が本法に基づく犯罪で有罪と認められた場合、管轄裁判所は、侵害する商品及びその主要な使用が当該犯罪であったことを暗示する原料について、国有財産としてその没収及び廃棄を命じることができる。

第135条

担当官であって、本法により規定された自己の職責の遂行において有罪とされた者は、行政犯として処罰される。

第 8 章 経過規定

第 136 条

本法第 4 条にいう医薬品は，世界貿易機関の知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会の決定した「医薬品に対する特定の義務を尊重する後発開発途上国のための知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」により，猶予期間の延長について言及された猶予期間が満了するまで，特許保護から除外される。

第9章 最終規定

第137条

本法に反する如何なる規定も無効とみなされる。